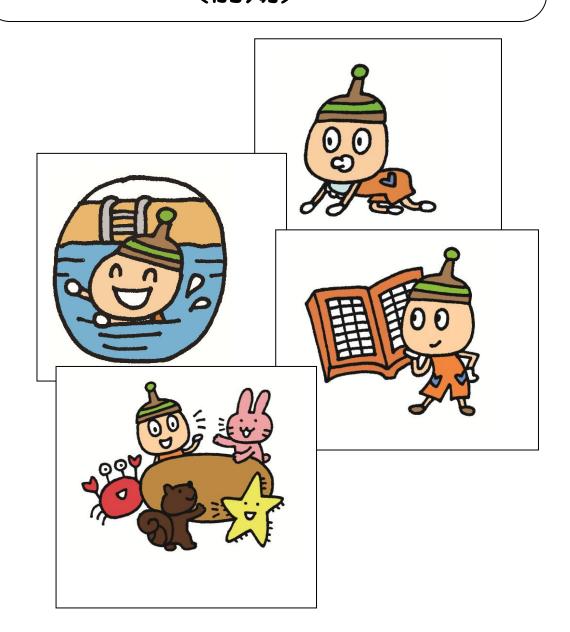


※この生涯学習活動推進プランは、総合計画、 基幹計画に基づき策定された個別計画です。

生涯学習活動推進プラン 2015年~2022年 (前期)



目次

第1章 生涯学習活動推進プラン策定の趣	
1 生涯学習活動推進プラン策定の背景	• • • • 1
●生涯学習活動推進プラン	••••1
●逗子市における社会教育と生涯学習の特徴	••••2
2 計画の目的	••••3
3 計画の位置付け	• • • • 4
4 計画の構成・期間	• • • • 6
5 計画の推進と評価	• • • • 8
第2章 生涯学習活動推進の方向	
第2章 生涯学習活動推進の方向 1 逗子市における生涯学習の基本的な考え方	• • • • 9
	••••9
1 逗子市における生涯学習の基本的な考え方	_
1 逗子市における生涯学習の基本的な考え方(1) 生涯学習活動をとりまく課題	••••9
 1 逗子市における生涯学習の基本的な考え方 (1) 生涯学習活動をとりまく課題 (2) 生涯学習活動の必要性 	•••• 10
 2 2 1 逗子市における生涯学習の基本的な考え方 (1) 生涯学習活動をとりまく課題 (2) 生涯学習活動の必要性 (3) 市民との協働による生涯学習 	· · · · · 9 · · · · 10 · · · · 11

• • • • 14

(6)「共育」の位置付けと基本理念

第3章 生涯学習活動推進施策について

1 計画の体系と目標	• • • • 15
2 生涯学習活動プランにおける4本の施策の柱	と具体的施策
	•••• 20
I. 生涯を通じた学習活動への支援	• • • • 20
Ⅱ. 市民活動に関する学習活動への支援	• • • • 25
Ⅲ. 現代的課題に関する学習活動への支援	• • • • 30
Ⅳ.地域で子どもを育てる環境づくり	• • • • 35
付属資料	• • • • 41

第1章 生涯学習活動推進プラン策定の趣旨

1 生涯学習活動推進プラン策定の背景

生涯学習の考え方は、1965年(昭和40年)にユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の成人教育会議において、ポール・ラングラン(Paul Lengrand)が、それまでのような成人になるための準備としてとらえる教育の考え方を改めて、人間の可能性を導き出す生涯を通じての活動としてとらえる「生涯教育*」(英語では life-long integrated education や life-long education)の概念を提唱したことにより世界中に広まりました。

「生涯教育」という言葉が、初めて提案されて以来、学校教育以外の様々な教育活動と、自発的な個人の学習を含むものとして国際的に普及し、人々の生き方や価値観に大きな影響を及ぼしてきました。

わが国では、1981年(昭和56年)の中央教育審議会の答申「生涯教育について」で本格的に生涯学習の考え方が導入され、その後、1984年(昭和59年)から1987年(昭和62年)にかけての臨時教育審議会の答申、1990年(平成2年)の生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(通称:生涯学習振興法)の制定、1992年(平成4年)の生涯学習審議会の答申などを経て、生涯学習の振興方策が推進されてきました。

*このプランにおいては、教える意味合いの強い「教育」に代わり、自発的な学びの意味合いをもつ「学習」を採用し、「生涯教育」ではなく「生涯学習」を用いています。

●生涯学習活動推進プラン

本市では、1997年(平成9年)に「ずし生涯学習推進プラン」を策定した後、市民の参加を得て2002年(平成14年)3月、2007年(平成19年)3月、2011年(平成23年)3月と改定を重ね、これらの計画に基づいて、総合的に生涯学習を推進してきました。

今回の「生涯学習活動推進プラン 2015~2022」は、計画の位置付けとしては、2015年度を起点とする新総合計画及び基幹計画「共に学び、共に育つ、 共育(きょういく)のまち推進プラン*」の個別計画として策定するものです。 プラン策定にあたっては、「楽習のまち ずし」を掲げた「ずし生涯学習推進プラン」の考え方を可能な限り継承しながら、逗子市の特徴である、市民活動と融合した生涯学習の推進を目指し、名称を「生涯学習活動推進プラン」としました。

*「共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン」の表題は長いため、「共育推進プラン」という略称を設けました。また、共育を(きょういく)と発音すると「教育」と混乱するため(ともいく)と読むことがあります。

●逗子市における社会教育と生涯学習活動の特徴

本市では、平成 21 年に行われた機構改革により、従来、逗子市教育委員会教育部生涯学習課で行っていた各種事業の一部を市長部局へ所管を変更し、青少年に関するものは福祉部、文化振興に関するものと生涯学習に関するものは市民協働部において事業を行うことになりました。これにより、生涯学習課は社会教育課と名称を変更し、市長部局と連携しながら社会教育に特化した事業を行っています。

これらを背景にした本市の生涯学習活動を取り巻く環境の特徴として、3つの教育領域(社会教育・学校教育・家庭教育)で育てられた人材を生涯学習団体及び市民団体の活動や学習を通して、地域社会に活かす努力を重ねている点が挙げられます。

社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」(社会教育法第2条)を指し、教育活動の一つとして捉えられます。

これに対して、一般的に「生涯学習」は、学習者の視点から捉えた活動で、 社会教育における学習のほか、学校教育や家庭教育における学習、組織的に行 わない個人的な学習も含む概念と捉えられていますが、本市においては、総合 計画及び基幹計画に位置付けられている概念として、「生涯学習」を含む、より 広い概念である「共育*」という言葉を使用することとし、この個別計画で使用 する生涯学習活動と区別しています。

この個別計画に規定する生涯学習活動の推進にあたっては、地域社会で必要とされる課題に応じた社会教育プログラムによる人材育成により、市民の生涯学習活動に対する意識をさらに高め、市民との協働によって実践される生涯学習活動や市民活動を地域の課題解決に結び付けるような支援を積極的に行うことが求められています。

なお、本市では、平成 19 年に「市民交流センター」を設置し、ここで生涯 学習活動支援を推進するととともに、市民活動団体やボランティアグループ、 NPO など、市民が自主的・自発的に行っている公益的な活動を支援し、これら の活動と連携・協力しながら、行政と市民とが協働してまちづくりを推進して いる点が特徴と言えます。

*「共育」とは、「ともにそだてる」という視点ばかりでなく、「ともにそだつ」社会の実現という視点を持った用語として使用しています。本市では、子どもばかりでなく、地域に住むすべての人が、地域社会で、共に学び、共に育つことを理念とし、学校と地域を結びつけながら、生涯を通じた持続的・自発的な学びをとおして人々がつながっていくことができる仕組みとして、「共育のまち」の実現を推進しています。

2 計画の目的

生涯学習活動は、学習意欲のある人が、自主的・自発的に学習することを基本的な考え方としており、学習活動を行ったり、参加したりする意思決定や学習内容や機会、学習のための手段等の選択はあくまでも市民の自主性に委ねられます。

行政は、この市民の自発的な学習のための意思を尊重し、学習に関する様々な情報の収集や整理、蓄積及び提供を行い、学習機会を提供するなど、市民が自分の意思により、自由に学習できる環境を整備することによって、市民の主体的な生涯学習活動を支援していくとともに、市民活動の発展を促すための支援を行います。

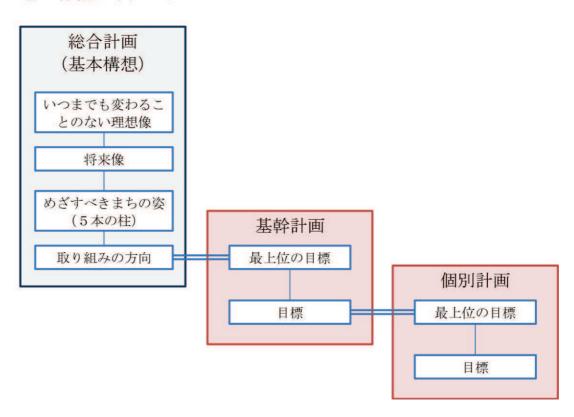
生涯学習活動推進プランは、逗子らしい生涯学習社会の実現をめざすととも に、総合計画及び基幹計画に位置付けられた共育のまちの実現のために一体的 に生涯学習活動の支援・振興を推進していくことを目的とします。



3 計画の位置付け

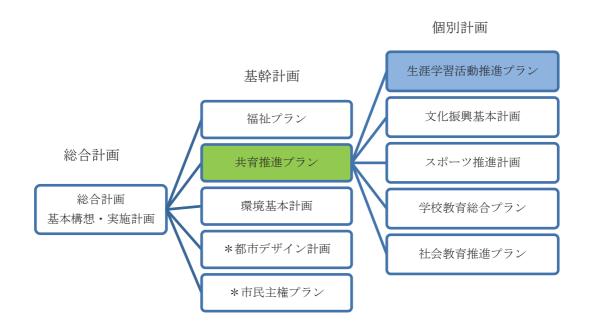
本市の計画体系は、2015年(平成27年)から計画期間としてスタートする総合計画を最上位に、基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層となっています。そして、この三層は、基本構想における取り組みの方向と基幹計画の最上位の目標等とが整合しており、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定していきます。

●一体化のイメージ



総合計画の下には5本の基幹計画が策定され、それぞれの基幹計画は 3~5本の個別計画から成り立っています。

生涯学習活動推進プランは、基幹計画「共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン」(略称:共育推進プラン)の下位に位置付く個別計画となります。この基幹計画「共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン」が、市民による文化・芸術活動、スポーツ(体育)を含む生涯学習活動、学校教育及び行政による生涯学習支援並びに社会教育体制の整備を包含した計画として策定されているため、個別計画においては、生涯学習の概念全体を網羅した計画ではなく、「市民の生涯学習活動」を中心に捉えた計画として策定します。



- ※「共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン」以外の各基幹計画の下位に位置付く個別計画については省略しています。
- *が付記されている計画は、今後、計画を策定し、実施をめざしているものです。

4 計画の構成・期間

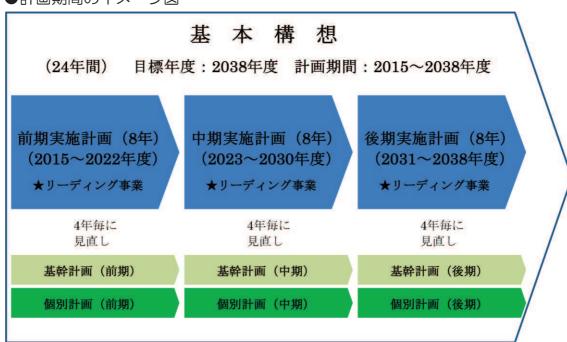
本市では、1997年(平成9年)2月に策定した前総合計画が、2014年度(平成26年度)を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。また、「逗子市まちづくり条例」に基づき、2007年(平成19年)12月に市議会による議決を経て策定したまちづくり基本計画が、30年後に焦点を当てた計画となっていました。

以上のことを考慮し、現在の総合計画が、まちづくり基本計画との一体化を踏まえ、計画期間を2015年度(平成27年度)から2038年度(平成50年度)までの24年間としていることから、基幹計画「共に学び、共に育つ 共育(きょういく)のまち推進プラン」においても24年間の計画としました。

このことを踏まえて、個別計画として策定する「生涯学習活動推進プラン」 も、逗子市総合計画及び基幹計画「共に学び、共に育つ、共育(きょういく) のまち推進プラン」との整合性を図るため、全体の計画期間を 2015 年度(平成 27 年度)から 2038 年度(平成 50 年度)までの 24 年間とします。

総合計画に位置付けられた目標や取り組みの方向などが、個別計画である生涯学習活動推進プランにも位置付けられていることから、全体の計画期間は、24年間という長期にわたる計画となりますが、前期・中期・後期と期間を区切り、8年ごとに見直すこととします。

計画期間のイメージ図



総合計画実施計画に位置付けられるリーディング事業は、総合計画実施計画の期間8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業として、基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業(取り組み)の中でも特に重要な事業(取り組み)と共通な事業となっています。このように、全ての計画を総合計画の下に体系化し、三層(総合計画・基幹計画・個別計画)を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

5 計画の推進と評価

- (1)「生涯学習活動推進プラン」に位置付けられた事業は、総合計画及び基幹 計画と整合を図りながら推進を図ります。
- (2)「生涯学習活動推進プラン」は、主体である市民が積極的に参加し、市民が中心となって推進していくことが求められます。そのため、市民・地域・学校・企業・関係機関・団体などと行政が協働して取り組んでいくことが期待されます。また、行政内部の各部署における連携を進め、共育に関連する事業を一体的に推進します。
- (3)「生涯学習活動推進プラン」に基づく事業(「第3章 生涯学習活動推進施策について」に位置付けられた事業)が適切に実施されるように、進行管理や評価を行います。この評価に用いる評価方法については、総合計画及び基幹計画の事業評価方法を準用して評価を行います。また、必要に応じて事業内容及び手法などの改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進していきます。

なお、目標達成状況を明確にするため、年度ごとの見直し(ローリング)は行いません。ただし、社会情勢の変化に対応するため、事業内容等については、必要に応じて4年後に見直しを行います。



第2章 生涯学習活動推進の方向

1 逗子市における生涯学習活動の基本的な考え方

(1) 生涯学習活動をとりまく課題

生涯学習の必要性や生涯を通じた学習活動への関心が高まってきた背景には、国内外における急激な社会の変化があります。その具体的な例としては、経済規模の拡大、ICT(情報通信技術)に代表される科学技術の進歩、産業構造の転換、国際化、高度情報社会化、人口の都市集中と農山村の過疎化、人口構造の変化、医療技術の高度化などによる長寿命化、余暇時間の増大などがあげられます。

急激な社会変化の中にあっては、若年時に習得した知識や技能だけでは社会の変化に対応し続けることが困難な状況となっています。一方では経済的な豊かさを超えて人間らしい「心の豊かさ」や個性的な「生きがい」を持って人生を追求できる条件が拡大し、人々の価値観やライフスタイルも多様化してきました。生きがいや自己実現のために余暇を活用しての学習に取り組む人も増加しています。こうして、学校教育を終了した後も学習や文化・スポーツ活動を継続したいという要求とその必要性がますます高まってきています。

他方で、様々な社会問題が顕在化してきています。社会の急激な変化は、地球規模での環境破壊、少子高齢化、社会規範の無力化、家庭や地域コミュニティのあり方の変化、雇用の不安定化、高齢者介助・介護など様々な新しい社会問題を次々と生み出しました。これらの現代的課題の解決に向けて、市民として主体的に対応していくためには、常に知識や技能の拡大に努め、更新していく必要があります。

現代社会の変化はますます大きな規模で加速化しており、それに対応するために生涯学習の必要性が、個人や団体にとっても社会にとってもますます高まってきています。

本市での生涯学習活動の推進にあたっては、こうした生涯学習の背景を踏まえ、社会が抱える様々な課題に的確に対応していく必要があります。現代に生きる人々は、一生涯にわたって自主的・自発的にその時々に必要な知識・技術を学び続けることが求められる存在であり、さらに、この活動は常に権利として保証されなければなりません。本市では、市民と行政によるこうした市民の学習活動と社会的な仕組みを含めて、生涯学習活動と捉え、計画を策定し、推進していきます。

(2) 生涯学習活動の必要性

生涯学習の必要性をめぐる議論は、国際的にみると 1965 年(昭和 40 年)に、ユネスコの「第3回成人教育推進国際委員会」が「生涯教育の理念」を従来の学校中心の教育制度を根本的に改革する理念として提唱したことから始まり、これが日本でも受け入れらました。そして 1976 年(昭和 51 年)のユネスコ第 19 回総会で採択された「成人教育の発展に関する勧告」では、「生涯教育および生涯学習」が、「現行の教育制度を再編成すること及び教育制度の範囲外の教育におけるすべての可能性を発展させることの双方を目的とする総合的な体系をいう。」と定義されました。

また、この勧告で、教育及び学習は、「就学期間に限られるものでは全くなく、 生涯にわたり、あらゆる技能及び知識を含み、あらゆる可能な手段を活用し、 かつ、すべての人に対し人格の十分な発達のための機会を与えるものであるべ きである」と再確認されています。

昭和 60(1985)年に、ユネスコの「第4回国際成人教育会議」で採択された「学習権宣言」では、学習の権利を次のように定義しています。

学習権とは、

読み書きの権利であり、

問い続け、深く考える権利であり、

想像し、創造する権利であり、

自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、

あらゆる教育の手だてを得る権利であり、

個人的・集団的力量を発達させる権利である。

学習権宣言の中で、学習活動は、「あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、 人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくも の」であり、最優先して実現すべき基本的人権であることが示されています。 このことによって、世界中で生涯を通じた自発的な学習を推進する動きが加速 しました。

また、「学習権宣言」を踏まえ、教育と学習による人間中心の発展と人権の尊重に基づく市民参加型社会のみが持続的で公正な社会の発展をもたらすという考え方のもとに1997年(平成9年)にユネスコの「第5回国際成人教育会議」で「ハンブルグ宣言」が採択されました。この宣言の中では、公共的な団体や民間団体、地域で活動する団体による新たな協力体制によって、協働する市民

のための生涯を通じた学習機会の提供が必要であるとされています。

そして、2009年(平成21年)には、ユネスコの「第6回国際成人教育会議」で採択された「行動のためのベレン・フレームワーク」では、「生涯学習」が「包容、解放、ヒューマニズム、民主主義という価値を基盤とする全教育」を体系化する原理であり、「知識の学習,実践の学習,自己実現の学習,共生の学習」であることが再確認されました。

このように 60 年におよぶ取り組みにより、生涯学習の必要性は全世界で認められるようになってきています。

わが国では、日本国憲法第 26 条第1項では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と国民の学習する権利を基本的人権の一つとして保証しています。

また、2006年(平成 18年) 12月に改定された教育基本法第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習するここができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。」という「生涯学習の理念」が掲げられています。

(3) 市民との協働による生涯学習活動

市民には、自発的・主体的に様々な方法で生涯学習活動に取り組む権利が憲法で保障されています。この権利を確かなものにするためには、学習活動を進めるだけでなく、市民と行政とが協働し、生涯学習社会の実現をめざしていくことが求められます。

また、すべての市民が、地域社会で活力のある暮らしをおくるためには、一人ひとりの市民が主体的に地域づくりに参加することが大切です。すべての市民がそれぞれの状況や必要に応じて、いつでも自由に学習機会を捉えて学習できるような環境を整備していく必要があります。

そのために行政は、地域での人々の交流を促進し、多くの人が地域づくりに関わっていけるような支援をすることが求められます。市民の主体的な地域づくりを推進するため、地域への関心を高める学習や地域課題についての学習機会を充実するとともに、学習と活動を一体的・継続的に行えるよう市民と行政が協力・協働して支援していくことをめざします。

(4) 市民が等しく学習できる環境づくり

誰もが等しく学習できる環境を整備することが最も重要なここです。市民も 行政も地域に住むすべての人が、一人の人格のある人間として尊重されるとい うノーマライゼーション*1の視点を持って、等しく学習できる機会を与えられ なければなりません。

地域の誰もが生涯学習を通じて、共に学び、ふれあい、育みあうことで、人権を尊重する心を育み、市民一人ひとりの人権が尊重され、ともに平等に分かち合い助け合い支え合って生きていける学習環境が築かれていくことが求められます。また、まちの中を自由に移動でき、社会的弱者を含めたすべての人が社会参加のできる状況を作っていくことも大切です。駅や歩道、施設の利用に当たっては、それぞれの人の立場に立ったバリアフリー*2の視点で、利用しやすい建物、設備、駐車場等に十分配慮する必要があります。さらに、新規の施設の設置や既存の施設の改修については、誰もが利用しやすいデザインで設計を検討する視点として、ユニバーサルデザイン*3の視点を持つことが重要です。*1 ノーマライゼーション (normalization)

「正常化・正規化」の意味。デンマークのバンク・ミケルセンが提唱した福祉の理念であり、1981 年の国際障がい者年に今後の障がい者福祉の在り方として普遍化し、現在では日本に定着した考え方となっています。この考え方では、様々な障がいのある人々が、地域社会の中で他の人々とともに生活できる社会を正常な社会と考えるということです。障がいの有無にかかわらず、人間が平等に管理と義務を能力に応じて補い合い、助け合い、しかも同一の社会の場で生きていこうこする対等な生活原理に基づいた地域社会を形成しようという理念でもあります。

*2 バリアフリー

もとは建築用語で、障壁(バリア)のない構造を示す言葉です。

特に、住居などで段差を設けないことや階段の代わりにスロープをつけるなど、障がい者や高齢者が生活しやすいように配慮した住居を整備することや建築関係者以外の各種の商品やサービスなどにも広く使われ、「人間が社会の中で人間として自立する上での不便さ(障壁(バリア))を取り除く」ことを意味する言葉として広く使われています。

*3 ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境などを障がい、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人が利用できるように考えてデザインするという考え方をいいます。「バリアフリー」は、もともとあった障壁を取り除くという概念ですが、「ユニバーサルデザイン」は、最初から取り除かれてデザインされていることをいいます。

(5)「共育」と生涯学習活動

価値観の多様化、核家族家庭や共働き家庭の増加などで、居住地の地域コミュニティが希薄化する傾向が見られます。さらに、外国籍の人々の増加により、多言語・多文化に対応しなければならないなどの課題もあります。こうした状況の中で地域での結びつきや地域の教育力の低下が問題視されるようになりました。

また、学校教育の現場では基礎学力の重視という方針にもかかわらず、学力低下対策が課題となっています。更に、児童・生徒一人ひとりの個性尊重が提起され、多様化し高度化する児童・生徒の学習ニーズに対応することが困難となる傾向があります。

このような急激な社会変化の中で、家庭や地域社会の在り方も変容し、それに伴って、子どもたちがおかれる教育環境も変化してきました。地域で子どもの教育を支える必要性が求められるとともに、学校教育の現場でも地域の支えを必要としています。「共育」という言葉が登場する背景には、学校・家庭・地域社会が、それぞれ連携せずに個別の教育機能を果たしていくのではなく、3つが連携しながら、教育力の拡充に努め、子どもたちの成長を育む「ともにそだてる」という視点があります。

さらに、「共育」には「ともにそだてる」という視点ばかりでなく、「ともに そだつ」社会の実現という視点があります。市では、子どもばかりでなく、地域に住むすべての人が、地域社会で、共に学び、共に育つことを理念とし、学校と地域を結びつけながら、生涯を通じた持続的・自発的な学びをとおして、 人々がつながっていくことができる仕組みとして、本市では「共育のまち」の 実現を推進していきます。

この「共育のまち」は、生涯学習活動を含めた大きな枠組みと捉え、生涯学習活動推進プランを策定します。

(6)「共育」の位置付けと基本理念

「共育」とは、世代間交流を通じて、すべての人がお互いを理解し、認め合い、そして共に生活していくという理念のもと、学校・家庭・地域が連携して、共に学び、共に育っていくことを表しています。「共育」の理念と目標については、「総合計画 第2編 基本構想 第2章 わたしたちはこんなまちにしていく」の「第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち」における「めざすべきまちの姿」として位置付けられています

第3章 生涯学習活動推進施策について

1. 計画の体系と目標

総合計画・基幹計画・個別計画という3層構造の全体の計画体系としては、18~19 ページの計画の体系図に示すとおり、総合計画に位置付けられている「めざすべきまちの姿」(下欄参照)及び「第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち」の中の「1. 子どもも大人も輝く生涯学習のまち」に示されている取り組みの方向が計画体系の最上位に位置付いています。その下に総合計画の「めざすべきまちの姿」や「取り組みの方向」、「目標」など、総合計画と整合した内容で策定された基幹計画「共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン」があります。

この基幹計画における「施策の柱」の一つとして示されている「1.子ども も大人も輝く生涯学習のまち」(次ページ参照)の中の4つの施策の方向「(1) 生涯を通じた学習活動への支援、(2)市民活動に対する学習活動への支援、(3) 現代的課題に対する学習活動への支援(4)地域で子どもを育てる環境づくり」 が、個別計画「生涯学習活動プラン」においては、「4本の施策の柱」として位 置付けられています。

逗子市総合計画 基本構想

〇めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育の まち逗子」をめざします。

~生涯学習活動プランの目標~

〇子どもも大人も輝く生涯学習のまち

市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しむことができるよう、一人ひとりの力と行動で、教え合い学び合いを形にしていきます。

そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いている まち、互いの生き方を尊重し育み合えるまち、学習活動の域を越えて学んだ成 果を様々な形で生かすことで元気な地域づくりへとつながっていくまち、生涯 学習活動のまち逗子をめざします。

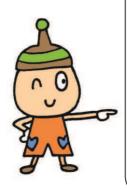
※この目標は、総合計画の実施計画「第 2 節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち」及び基幹計画の中の「1.子どもも大人も輝く生涯学習のまち」に位置付けられています。

このように、最上位計画である総合計画と目標や取り組みなどを整合させて 計画を策定することによって、一体的に計画を推進することができるほか、進 行管理や事業評価が効率的に実施できるようになっています。



生涯学習活動推進プランの計画体系図

~計画の体系図~



「具体的施策(事業)」の「☆」は、計画期間中に戦略的・重点的に取り組むものとして、総合計画に位置付けられたリーディング事業です。「●」は、基幹計画に位置がすませる。

【 新総合計画 】 共に学び、共に育つ、共育 (きょういく) のまち推進プラン基幹計画 】 共に学び、共に育つ、共育 (きょういく) のまち推進プラン

4本の施策の柱

Ⅰ. 生涯を通じた学習活

動への支援

[基本目標]

すべての市民の学習要求に応 じた学習支援の充実

Ⅱ. 市民活動に関する学

習活動への支援

[基本目標]

市民活動に関する多様な学習 要求に応じた支援の充実

Ⅲ. 現代的課題に関する

学習活動への支援

[基本目標]

現代的課題の発見・解決に向けた学習機会の充実

Ⅳ. 地域で子どもを育て

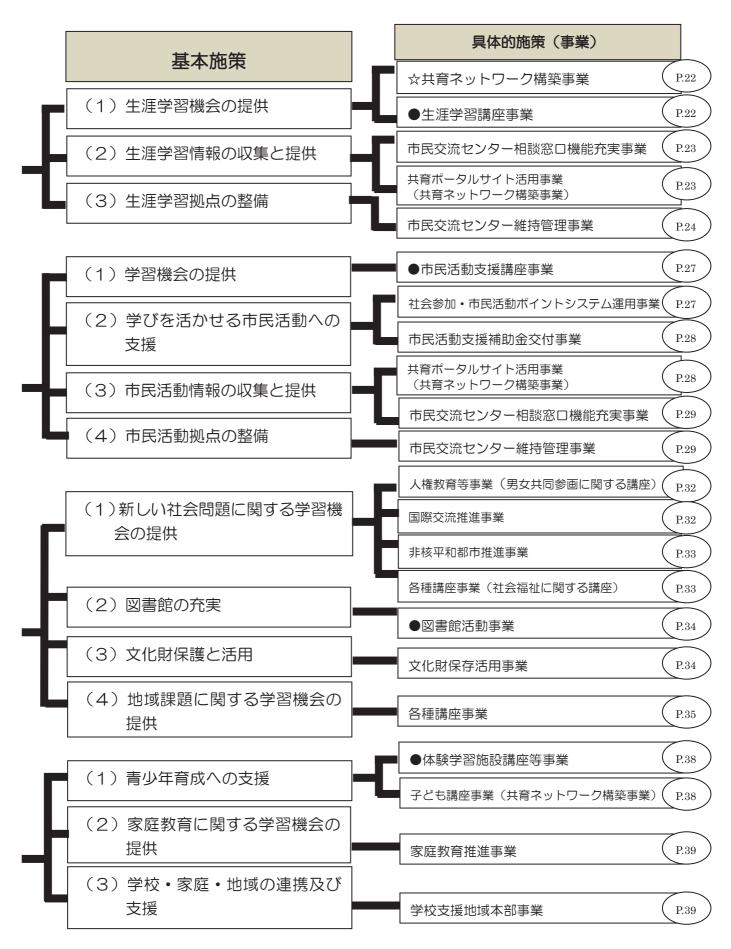
る環境づくり

[基本目標]

地域で子どもたちを育てる環境 と子どもと大人が共に育つ環境 の整備

個別計画

生涯学習活動推進プラン



2 生涯学習活動プランにおける4本の施策の柱と具体的施策

今回のプランでは、施策の体系として4つの柱を設定しています。この4つの柱それぞれに、基本目標を定めて体系的に計画を推進していきます。各施策の柱に記載された「現況と課題」や「主な取り組み」は、総合計画及び基幹計画に位置付けられている内容を中心として取りまとめていますが、個別計画を推進していくにあたって取り組むべき内容を追加して記載しています。

また、4つの重点事業は、基幹計画に位置付ける事業で個別計画の各施策の柱の中で特に重点的に取り組み、推進していく事業として抜き出したものです。

【 4本の施策の柱 】

※「現況と課題」「主な取り組み」において、「★」「・」が文頭にあるものは、総合計画 及び基幹計画に位置付けられているもので、「〇」が文頭にあるものは、個別計画のみ に記載されているものです。

I. 生涯を通じた学習活動への支援

これから学習を始めてみようとする人にとっては、適切なきっかけづくりが 求められるため、市民の主体的な学習活動に向けた生涯学習の普及・啓発や生 涯学習情報の収集・提供、学習に関する相談ができる環境が必要です。また、 既に学習活動を行っている人にとっては、適切な学習情報の提供や学習相談の 充実が重要です。

そのため、学習情報を体系的に収集し市民に提供するシステムの整備や学習に関する様々な相談に応じられる体制の整備に努めるとともに、生涯学習社会構で核となりうる人材の育成をめざします。

【 基本目標 】

すべての市民の学習要求に応じた支援の充実

【現況と課題】

- ・多様化する市民の学習ニーズに応えるため、すべての市民がそれぞれの状況 や必要に応じて、いつでも自由に学習機会を捉え学習できるようにする必要 があります。
- ・生涯学習が広く多くの人にとって身近に、より参加しやすいものにするためには、身近な場が必要であり、地域に根ざした学習の場が求められています。

【 主な取り組み 】

- ★市や市民団体等が実施する講座やイベント等をつなぎ、学習機会をコーディ ネートする仕組みをつくります。
- ★熟年者の知恵や経験が、他世代の人たちに役立ち喜ばれるような「共育」の 仕組みづくりを進めます。
- 市民が組織する団体や市民との協働と連携に努めます。
- ・ずし楽習塾講座のあり方を常に検討し、ライフステージや学習要求に応じた 学習機会を提供します。
- 子育て、学習支援、習い事など様々な目的に、身近な地域拠点を活用して「共育」活動を推進していきます。
- 〇生涯学習関連情報を収集・整理し、生涯学習に関する情報冊子を作成します。
- ○市民交流センターにおける生涯学習活動に関する相談窓口機能を強化して、 学習のニーズに応えます。
- ○生涯学習活動の拠点となる施設の充実及び維持管理を行います。

【 基本施策 】

- (1) 生涯学習機会の提供
- (2) 生涯学習情報の収集と提供
- (3) 生涯学習拠点の整備

(1)生涯学習機会の提供

事業名	共育ネットワーク構築事業		所管名	市民協働課	
事業	事業 目的:子どもがいきいきと生きていく力と心を育むとともに、これに関わる大人世代を含むすべての市民が共に育つ仕組みをつくる。 対象:市民				
概要	要 手段: 既存の生涯学習推進事業を発展させ、市の主催する講座やイベント、市民団体の主催する講座やイベントをつなぎ、人材やプログラムに関する情報を提供するなど学習機会をコーディネートする仕組みをつくる。				
	主な事	業内容			
2015 ((平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 3	年度~2022(平成34)年度	
○共育ネ	ットワークシステムを構築、運営	〇共育ネットワー	クシステム	を運営する。	
する。 ・ポータルサイト*を検討、立ち上げる。 ・ポータルサイトを運営する。 〇子ども対象「共育」講座事業を実施 ・子ども対象「共育」講座事業立ち上 ・子ども対象「共育」講座を運営する				業立ち上げる。	

^{*}ポータルサイトとは、インターネットを利用する際、最初に閲覧されるような利便性の高いウェブ・サイトの総称です。

事業名	生涯学習講座事業		所管名	市民協働課
事業概要	目的:生涯学習社会の実現に向け の学習活動を支援する。 対象:市民 手段:生涯学習に関連する講座を		する講座を	を開講し、市民
	主な事	業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年	度~2022(平成34)年度
〇生涯学	習に関する各種講座を開設する。	〇生涯学習に関する	る各種講座	を開設する。
○ずし楽	習塾講座を開設する。	○ずし楽習塾講座を	を開設する	'o

(2) 生涯学習情報の収集と提供

事業名	市民交流センター相談窓口機能充	実事業	所管名	市民協働課
事業 目的:生涯学習社会の実現に向けて、生涯学習に関連する情報を収集し、市民 の学習活動を支援する。 対象:市民				
概要	手段:生涯学習に関連する情報の 	収集と提供を行う。		
	主な事	業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年	度~2022(平成34)年度
2015 (平成27) 年度~2018 (平成30) 年度 〇生涯学習に関する情報冊子を発行する。 ・生涯学習に関する情報を収集する。 ・市民講師の情報を収集する。 〇市民交流センターに生涯学習・市民活動に関する相談窓口機能を設置する。 〇生涯学習関連情報をインターネット上に掲載し、周知する。 〇共育ポータルサイトにイベント情報等を掲載する。				

事業名	共育ポータルサイト活用事業(共 築事業)	育ネットワーク構	所管名	市民協働課	
事業	日的・子どもがいきいきと生きていく力と心を含むとともに、これに関わる大				
概要	手段: 既存の生涯学習推進事業を発展させ、市の主催する講座やイベント、 民団体の主催する講座やイベントをつなぎ、人材やプログラムに関す 情報を提供するなど学習機会をコーディネートする仕組みをつくる。			ブラムに関する	
	主な事	業内容			
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 3	年度~2022(平成34)年度	
〇共育ネ	ットワークシステムを構築、運営	〇共育ネットワー	クシステム	を運営する。	
• ポータ	ルサイト*を検討、立ち上げる。 ルサイトを運営する。 対象の学習メニューを検討する。	〇子ども対象「共 ・子ども対象「共 ・子ども対象「共	育」講座事	業立ち上げる。	

*ポータルサイトとは、インターネットを利用する際、最初に閲覧されるような利便性の高いウェブ・サイトの総称です。

(3) 生涯学習拠点の整備

事業名	市民交流センター維持管理事業		所管名	市民協働課	
事業	事業 目的:地域文化や市民活動、生涯学習などを通じて広がる交流の場を提供する。 対象:市民				
概要	手段:市民活動の推進、生涯学習の振興及び児童の育成、福祉の増進並び健康 増進を図るための施設として、市民交流センターを適正に維持管理す 概要る。				
	主な事	業内容			
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年	丰度~2022(平成34)年度	
○指定管理者制度による市民交流センター の運営を実施する。 ○指定管理者制度による市民交流センタ の運営を実施する。 の運営を実施する。			交流センター		
い、よ	流センターの適正な維持管理を行 り使いやすい施設利用のための運 討する。	〇市民交流センタ い、より使いや			

Ⅱ、市民活動に関する学習活動への支援

今まで社会へのサービスを提供してきたのは、行政あるいは企業などが大きな部分を占めていました。しかし、時代の変化とともに、社会的課題が多様化・高度化・複雑化してきたことにより、市民の求めるサービスが多様化・高度化し、従来の形だけでは対応しきれない状況が生まれています。そこで、新たなサービスの担い手として市民セクターである市民活動団体が注目されています。市民活動団体は、自主的、自発的な意思に基づき社会貢献活動や地域での活動を行っており、その範囲は福祉、教育、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくりなど様々な分野に及んでいます。

市民活動には、多様性・個別性・柔軟性などの特性があります。それらの特性を生かし、行政や企業などとは異なる価値観に立って、縦割り社会を横糸で紡ぐ組織づくりや提案活動を行うなど、重要な役割を担うセクターとして期待されています。そのために、市民活動団体に対して、多様な学習機会を提供するとともに、市民活動が活性化するためのコーディネートの仕組みの構築をめざします。

【 基本日標 】

市民活動に関する多様な学習要求に応じた支援の充実

【 現況と課題 】

- ・生涯学習が広く多くの人にとって身近に、より参加しやすいものにするためには、身近な場が必要であり、地域に根ざした学習の場が求められています。
- ○市民の多様な要求に応じた市民活動に関する学習機会の充実やそのための情報提供を図っていく必要があります。
- 〇市民と市民団体、あるいは市民団体同士をつなぎ、市民活動が活性化するような学習機会をコーディネートする仕組みが必要とされています。

【 主な取り組み 】

- ・市民が組織する団体や市民との協働と連携に努めます。
- ・世代間交流事業を実施します。
- ○学んだ知識を活かすことができる市民活動の場づくりを支援します。
- ○生涯学習の拠点となる施設の充実及び維持管理を行います。
- ○市や市民団体等が実施する講座やイベント等をつなぎ、学習機会をコーディ ネートする仕組みをつくります。

【 基本施策 】

- (1) 市民活動に関する学習機会の提供
- (2) 学びを活かせる市民活動への支援
- (3) 市民活動情報の収集と提供
- (4) 市民活動拠点の整備

(1) 市民活動に対する学習機会の提供

事業名	市民活動支援講座事業		所管名	市民協働課
事業 目的:市民活動、ボランティア活動など公益性のある市民の活動の推進を図る。 対象:市民活動、ボランティア活動などをする者、団体、及びこれから活動し ようとする者 手段:市民活動支援講座や市民交流センターフェアを開催する。				
概要	手段,中氏治勤文援講座や中氏文 	流センターフェアで	生用准9つ。	
	主な事	業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 5	年度~2022(平成34)年度
〇市民活	動支援講座を開催する。	〇市民活動支援講	座を開催す	る。
〇市民活	○市民活動団体支援に関する講座を開催す┃○市民活動団体支援に関する講座を開催す			5講座を開催す
る。		る。		
〇市民交	流センターフェアを開催する。	〇市民交流センタ	ーフェアを	開催する。

(2) 学びを活かせる市民活動への支援

事業名	社会参加・市民活動ポイントシス	テム運用事業	所管名	市民協働課
事業	目的:市民活動等への参加意欲を喚起し、活性化を図る。 対象:公共的な活動や市民活動をする者 手段:社会参加・市民活動ポイント(Zen)を発行し、利活用を推進する。			
概要				
		業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019(平成31)年	年度~2022(平成34)年度
	加・市民活動ポイントの対象事業ポイント発行する。	│○社会参加・市民 │ 選定とポイント		/トの対象事業
〇ポイント利用促進施策の検討と実施す 〇ポイント利用促進施策の る。 る。			検討と実施す	
○ポイン	トの寄附制度を検討する。	〇ポイントの寄附	制度を運用	する。

事業	業名	市民活動支援補助金交付事業		所管名	市民協働課
事	様々な地域課題の解決を図ることを目的とする。 対象:市民活動団体			いくとともに、	
概	要	一 子以・開助业の文目			
		主な事	業内容		
2	2015 ((平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 3	F度~2022(平成34)年度
〇市	民活	動支援補助金を交付する。	〇市民活動支援補	助金を交付	する。
○交付対象団体の活動PR施策の検討と実 施をする。)活動PR施	策の検討と実	
			○運用状況を鑑み 助金制度の見直		要に応じて補

(3) 市民活動情報の収集と提供

事業名	共育ポータルサイト活用事業(共 築事業)	育ネットワーク構	所管名	市民協働課	
事業	日的・子どもがいきいきと生きていく力と心を含むとともに、これに関わる大				
概要	手段: 既存の生涯学習推進事業を 民団体の主催する講座やイ 情報を提供するなど学習機	ベントをつなぎ、人	材やプロク	ブラムに関する	
	主な事	業内容			
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 3	年度~2022(平成34)年度	
○共育ネ	ットワークシステムを構築、運営	〇共育ネットワー	クシステム	を運営する。	
する。					
・ポータルサイト*を検討、立ち上げる。 ・ポータルサイトを運営する。 ・子ども対象「共育」講座事業立ち上げる。 ・子ども対象「共育」講座事業立ち上げる。 ・子ども対象「共育」講座を運営する。				業立ち上げる。	
0子ども	対象の学習メニューを検討する。				

^{*}ポータルサイトとは、インターネットを利用する際、最初に閲覧されるような利便性の高いウェブ・サイトの総称です。

事業名	市民交流センター相談窓口機能充	実事業	所管名	市民協働課
事 業 目的:生涯学習社会の実現に向けて、生涯学習に関連する情報を収集し、市民の学習活動を支援する。 対象:市民 手段:生涯学習に関連する情報の収集と提供を行う。				
	主な事	業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年	度~2022(平成34)年度
○生涯学習に関する情報冊子を発行する。 ・生涯学習に関する情報を収集する。 ・市民講師の情報を収集する。 ○市民交流センターに生涯学習・市民活動に関する相談窓口機能を設置する。 ○生涯学習関連情報をインターネット上に掲載し、周知する。 ○共育ポータルサイトにイベント情報等を掲載する。				

(4) 市民活動拠点の整備

事業名	市民交流センター維持管理事業		所管名	市民協働課	
事業	事業目的:地域文化や市民活動、生涯学習などを通じて広がる交流の場を提供する。対象:市民				
概要	手段:市民活動の推進、生涯学習の振興及び児童の育成、福祉の増進並び健康 増進を図るための施設として、市民交流センターを適正に維持管理する。				
	主な事業内容				
2015	2015 (平成27) 年度~2018 (平成30) 年度 2019 (平成31) 年度~2022 (平成34) 年度				
○指定管理者制度による市民交流センター の運営を実施する。		〇指定管理者制度による市民交流センター の運営を実施する。		交流センター	
〇市民交流センターの適正な維持管理を行い、より使いやすい施設利用のための運用を検討する。		〇市民交流センタ い、より使いや			

Ⅲ. 現代的課題に関する学習活動への支援

現代的課題とは、現代社会における新たな課題を指します。常に変化し、多様化する現代的課題を生涯学習活動の中で取り上げるに際しては、学習者の事情や学習者を取り巻く地域の状況などに即してとらえることが大切です。

そのため、市民と行政が、このことに十分留意しつつ、学習者個人、家庭、地域社会、国際社会といった様々な視点から現代的課題を検討することが期待されます。

また、多様な現代的課題の中から、学習課題とするものを発見・選択するに当たっては、その課題が社会的観点から見てどれだけの広がりを持っているか(社会性・公共性)、どれだけその学習が時代の要請に対応しているか、緊急・必要であるか(現代性・緊急性)などの観点から行われることが重要です。

また、現代的課題の中でも地域と深く関わる課題については、その学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識を高め、地域住民一人一人が当事者意識を持って能動的に行動(「自助」)するために必要な知識・技術を習得できるようにするとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践(「互助・共助」)に結びつけるよう努めることが求められています。

なお、現代的課題は、社会や人々の生活の変化に応じて流動的なものである ため、学習機会の提供に当たっては、地域の実情に照らして、何が現代的課題 であるか、常に研究していくことが必要です。

【 基本目標 】

現代的課題の発見・解決に向けた学習機会の充実

【現況と課題】

- ・生涯学習が広く多くの人にとって身近に、より参加しやすいものにするためには、身近な場が必要であり、地域に根ざした学習の場が求められています。
- 子どもたちの読書離れが指摘される中、読書のための環境づくり、読書に親しむための機会の提供が必要です。また、いきいきと人生を楽しむ高齢者の 読書意欲は旺盛であり、それに対するバックアップが求められます。

- ・ひとりひとりが、自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、身近な 地域での生涯学習の場が求められています。
- 〇地域に根差した学習機会を提供し、地域社会の課題を解決していくような学 習機会の提供が必要です。
- 〇市民が、地域に親しみ、そこで豊かな生活を送るために、地域を知るための きっかけとなるような学習機会の提供が必要とされています。

【 主な取り組み 】

- ・幅広く生涯学習に対応できるように図書館サービスの向上と図書館資料の充 実により読書に親しむ機会を提供します。
- 〇地域に関する学びを身近に感じることができ、より積極的に参加できるよう な学習機会を提供します。
- ○読書に親しむ環境づくりや機会の提供を行います。
- 〇新しい社会問題を知るための学習機会や新たな課題に取り組むためのきっか けを提供します。

【 基本施策 】

- (1) 新しい社会問題に関する学習機会の提供
- (2)図書館の充実
- (3) 文化財保護と活用
- (4) 地域課題に対する学習機会の提供

(1)新しい社会問題に関する学習機会の提供

事業名	人権教育等事業		所管名	社会教育課
事業	目的:人権問題について正しい理解を深める。 対象:市民 手段:人権啓発事業を実施する。			
概要				
主な事業内容				
2015 (平成27) 年度~2018 (平成30) 年度 2019 (平成31) 年度~2022 (平成34)			平成34)年度	
○人権啓発事業を実施する。○人権啓発事業を実施する。				

事業名	国際交流推進事業		所管名	市民協働課
事業概要	目的:日常的に国際交流する機会を増やし、市民の国際性を高める。 対象:市民、池子米軍家族住宅居住者 手段:市民団体との共催により、外国籍市民との交流の場を設ける。			
主な事業内容				
2015 (平成27) 年度~2018 (平成30) 年度 2019 (平成31) 年度~2022 (平成34) 年度			平成34)年度	
○国際理解講座を開催する(共催)。○国際理解講座の開催する(共催)。			共催)。	
〇国際交流	流イベントを開催する(共催)。	○国際交流イベントの開催する(共催)。		
〇池子米	軍家族住宅内小学校との交流を検	○池子米軍家族住宅内小学校との交流を実		
討、実施	施する。	施する。		
○まちづくりトーク外国籍市民版を実施す		○池子米軍家族住宅居住者との交流をより		
る。		活性化するための連絡会を開催する。		
○池子米軍家族住宅居住者との交流をより		○国際交流や国際協力、平和のまちの在り		
活性化	するための連絡会を開催する。	方の検討、計画を策定する。		

事業名	非核平和推進事業		所管名	秘書広報課
事業 目的: 非核平和都市宣言自治体として、核兵器のない平和な地域社会の実現に向け、市民の意識を高める。 対象: 市民 手段: 核兵器の恐ろしさや平和の尊さを継承し、平和意識の喚起を図り、多く の市民に平和について考えてもらう機会を提供する。				
主な事業内容				
2015	2015 (平成27) 年度~2018 (平成30) 年度 2019 (平成31) 年度~2022 (平成34) 年度			
0ピース	メッセンジャーの派遣・報告会を	〇ピースメッセンジャーの派遣・報告会を		
実施する。		実施する。		
○ずし平和デーを開催(共催)する。		・ピースメッセンジャー30 回目記念事業を		
		検討、実施する	00	
		○ずし平和デーを	開催(共催) する。
		 ・ずし平和デー10) 周年記念	事業を検討、実
		施する。		

事業名	各種講座事業		所管名	社会教育課
事業概要	目的:市民の高度な学習要求に応えるため、逗子の歴史や文化財、現代的課題、地域課題等の学習機会を提供し、市民の学習活動やまちづくり、ひとづくりの講座を開催することで、地域活動等へのデビューのきっかけづくりを行う。 対象:市民 手段:逗子の歴史や文化財、現代的課題の講座、地域の課題を地域で解決するための人材を育成する講座や家庭教育講座、公民館のコミュニティセンター転用後の当該センターでの社会教育講座等を開催する。市民団体等と提携し、初年度目及び2年度目に講座の企画・立案をし、2年度目以降に連続性のある講座を開催する。			
	主な事	業内容		
2015 (平成27) 年度~2018 (平成30) 年度 2019 (平成31) 年度~2022 (平成34) 年度				
○社会教育講座等各種講座を実施する。○人材育成のための講座を検討、実施する。・講座の企画・立案をする。・2年間の連続講座を実施(第1期)する。		○社会教育講座等 ○人材育成のため ・第1期開催講座 を分析する。 ・3年間の連続講 ○人材育成講座の 討、推進する。	の講座を実 の受講者ア 座を実施(施する。 シンケート調査 第2期) する。

(2) 図書館の充実

事業名	図書館活動事業		所管名	図書館
事業概要	目的: 読書普及のための図書館活動を積極的に展開し、市民が読書に親しむ機会の提供とリファレンスサービス(調べもの相談)の充実など図書館利用の促進を図る。 対象: 市民(図書館利用者) 手段: 子どもの頃から読書に親しむ機会を提供するため、あかちゃんと保護者を対象としたブックスタート*の実施、乳幼児や小学生を対象としたおはなし会の開催、保護者や読書ボランティア対象の読み聞かせ講座の開催等を実施する。 利用者の求める資料や情報を適正に提供するために、リファレンスサービス(調べもの相談)の充実に努める。			
	主な事業内容			
	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019(平成31)年	F度~2022(平成34)年度
	利用者の増加を図る。	○図書館利用者の		•
	スタートを実施する。	┃○ブックスタートを実施する。		
Oおはな	し会を実施する。	〇おはなし会を実施する。		
	かせ講座を実施する。	○読み聞かせ講座を実施する。		-
○資料の	利用促進を目的とした図書展示を	○資料の利用促進	を目的とし	た図書展示を
開催す	る 。	開催する。		

^{*}ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者が絵本とことばを通して快いひとときをもつことを支援する事業です。

(3) 文化財保護と活用

事業名	文化財保存活用事業		社会教育課	
事業	目的: 国指定史跡名越切通、長柄桜山古墳群をはじめとした文化財を適切に保存管理、公開活用する。 対象: 指定文化財所有・管理者、市民、市外からの来訪者			
概要	手段: 所有・管理者が行う指定文化財の維持管理、保存修理等を支援する。指定文化財等説明板を設置する。老朽化した文化財収蔵庫を改修する。整備計画、実施設計等に基づいて名越切通、長柄桜山古墳群を整備する。			
	主な事	業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 3	年度~2022(平成34)年度
〇保存修:	理等補助金、管理奨励交付金を交	○保存修理等補助金、管理奨励交付金を交		
付する。		付する。		
○名越切通まんだら堂やぐら群(A・B群)の		○持田収蔵庫を改修する。		
保存工事を実施する。		○まんだら堂やぐら群内石塔類の保存処理		
○長柄桜山古墳群第1号墳の保存工事を実		を実施する。		
施する。		│○長柄桜山古墳群 │ 施する。	ŧ第1号墳Œ)保存工事を実

(4) 地域課題に関する学習機会の提供

事業名	各種講座事業		所管名	社会教育課
事業概要	目的:市民の高度な学習要求に応知では課題等の学習機会を提供することである。 対象:市民	供し、市民の学習活で、地域活動等への 的課題の講座、地域 や家庭教育講座、生 での社会教育講座等 年度目に講座の企画	動やまちごりデビューの域の課題を地 はの課題を地 は民館のコミ 等を開催する	びくり、ひとづいきっかけづく 地域で解決する シュニティセン る。市民団体等
	主な事	業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019(平成31)年	年度~2022(平成34)年度
○社会教育講座等各種講座を実施する。○人材育成のための講座を検討、実施する。・講座の企画・立案をする。・2年間の連続講座を実施(第1期)する。		○社会教育講座等○人材育成のため・第1期開催講座を分析する。・3年間の連続講○人材育成講座の討、推進する。	の講座を実 の受講者ア 座を実施(施する。 シンケート調査 第2期) する。

Ⅳ、地域で子どもを育てる環境づくり

子どもの教育について、学校や家庭だけでなく、地域全体で関わっていく必要性が近年強く叫ばれるようになりました。

地域で子どもを育てていくために必要な教育力は、地域における学習活動に関わっている学校・家庭・地域住民や地域にある企業・団体等が持っている教育力と、それらが連携・協力・協働することによって生まれる教育力の総和です。

地域の中には、地域の教育力を担うことができる組織や団体、個人が多く存在しています。また、地域の住民の中には学習の成果や過去の経験を子どもの放課後の活動や各種の体験活動などの支援に生かしたいと考えている人が存在しているものの、それらが協働して活動することができず、全体として十分な力が発揮されていない部分があります。

子どもたちの「生きる力」を育てるためには、学校・家庭・地域がそれぞれの現状を踏まえ、役割の重要性を認識し、相互に連携・協力・協働しながら社会全体で子どもを育てる環境づくりに取り組むことが必要であり、地域全体の教育力を高めていかなければならなりません。

また、地域の大人が、地域の子どもたちを育むための様々な活動に参加することは、自分自身にとって生涯学習活動の機会になり、活動に参加した人々との結びつきや学習活動の成果を生かして地域課題を解決することにつながっていくことが期待されます。

【 基本目標 】

地域で子どもたちを育てる環境と子どもと大人が共に育つ環境の整備

【現況と課題】

・子どもの生活体験・自然体験、世代間交流等の減少に伴い、学校・家庭・地域で共に学び合い、共に育つ「共育」の場づくりが求められています。

【 主な取り組み 】

- 子育て、学習支援、習い事など様々な目的に、身近な地域拠点を活用して「共育」活動を推進します。
- 〇地域において、子どもと大人が共に学び合い、共に育っていける場をつくる ための支援を行います。
- ○学校・家庭・地域が連携しながら教育力の向上に努め、子どもたちを育てていくための支援を行います。
- ○青少年育成や家庭教育に関する学習機会を提供します。

【 基本施策 】

- (1) 青少年育成への支援
- (2) 家庭教育に関する学習機会の提供
- (3) 学校・家庭・地域の連携及び支援

(1) 青少年育成への支援

事業名	体験学習施設講座等事業		所管名	児童青少年課	
事業	目的:児童青少年の健全育成を推進する。また、施設利用者、市内在住・在学児童青少年の日頃の活動の成果発表及び交流の場を提供する。対象:児童青少年及び市民				
概要		手段:体験学習施設主催により児童青少年対象の講座を実施する。実行委員会による体験学習施設まつり等の企画運営を行う。			
	主な事	業内容			
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019(平成31)年度~202	2(平成34)年度	
○逗子市体験学習施設企画運営委員会*企		○逗子市体験学習施設企画運営委員会企画			
画事業を実施する。		事業を実施する。			
・企画運営、実施に携わる人材の育成講座		・講座受講生による企画運営、講座を実施			
を実施する。		する。			
〇実行委	○実行委員会形式によるフェスティバルを		○実行委員会形式によるフェスティバルを		
実施する。		実施する。			

*逗子市体験学習施設企画運営委員会とは、体験学習施設の企画運営及び市の施策について青少年の意見を反映させるための組織です。

事業名	子ども講座事業(共育ネットワー	子ども講座事業(共育ネットワーク構築事業)		市民協働課
事業	目的:子どもがいきいきと生きていく力と心を育むとともに、これに関わる大人世代を含むすべての市民が共に育つ仕組みをつくる。 対象:市民			
概要	手段:既存の生涯学習推進事業を発展させ、市の主催する講座やイベント、市 民団体の主催する講座やイベントをつなぎ、人材やプログラムに関する 情報を提供するなど学習機会をコーディネートする仕組みをつくる。			
	主な事	業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019(平成31)	年度~2022(平成34)年度
○共育ネ	ットワークシステムを構築、運営	〇共育ネットワー	クシステム	を運営する。
する。 ・ポータルサイト*を検討、立ち上げる。 ・ポータルサイトを運営する。 〇子ども対象の学習メニューを検討する。		〇子ども対象「共 ・子ども対象「共 ・子ども対象「共	育」講座事	業立ち上げる。

*ポータルサイトとは、インターネットを利用する際、最初に閲覧されるような利便性の高いウェブ・サイトの総称です。

(2) 家庭教育に関する学習機会の提供

事業名	家庭教育推進事業		所管名	社会教育課
事業概要	目的:家庭の教育力の向上を図る。 対象:子育てに関心のある市民及び子育て中の保護者等 手段:家庭教育の向上を図り、地域全体で家庭教育を支えるため、子育て中の 保護者及び子育てに関する地域活動に関わる人たちへの支援を行う講 座を企画し、開催する。			
	主な事業内容			
2015 (平成27) 年度~2018 (平成30) 年度 2019 (平成31) 年度~2022 (平成34) 年		平成34)年度		
○家庭教育講座等、家庭の教育力の強化の		○│○家庭教育講座等、家庭の教育力の強化の		で育力の強化の
ための講座を実施する。		ための講座を実	施する。	

(3) 学校・家庭・地域の連携及び支援

事業名	学校支援地域本部事業 教育相談事業		所管名	学校教育課 教育研究所
事業	目的: 市民や地域の子ども教育队 用した学校づくりを進める。 対象: 学校支援地域本部、ふれあ 機関、地域人材など教育資	。 5いスクール・放課		
概要	手段: • 防災訓練や授業の講師など地域人材の活用や連携を深め、学校と地域が一体となって旧業生徒の意味を図る			
	主な事	業内容		
2015	(平成27) 年度~2018 (平成30) 年度	2019(平成31)年	F度~2022(平成34)年度
教育研	いスクールや放課後児童クラブと 究所の情報共有を促進し、研修体 組みをつくる。	○各市立学校とふ 児童クラブ等地 有・指導の連携	域教育関係	者との情報共
る仕組	防災訓練を地域と連携して実施すみをつくる。 校での授業改善の一環として、地	〇小中学生間の交 域住民との交流 でお互いに協力	の場を設定	し、災害時等
域人材の活用を進める。				

付属資料

- ・逗子市生涯学習推進本部に関する要綱
- · 逗子市生涯学習推進懇話会運営要綱
- · 逗子市生涯学習推進懇話会委員名簿
- ・逗子市生涯学習推進懇話会開催経過

逗子市生涯学習推進本部に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
 - (2) 生涯学習施策の総合企画及び調整に関すること。
 - (3) その他生涯学習施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、逗子市事務分掌に関する規則(平成21年逗子市規則第10号)に規定する部長、逗子消防本部組織等規則(昭和52年逗子市規則第18号)に規定する消防 長及び逗子市教育委員会事務分掌規則(平成21年逗子市教育委員会規則第2号)に 規定する部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連絡調整会)

- 第5条 推進本部に第2条に規定する所掌事務の連絡調整を行うため、連絡調整会 を設置する。
- 2 連絡調整会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は市民協働課長、副会長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員は、秘書広報課長、企画課長、総務課長、生活安全課長、社会福祉課長、 環境管理課長、消防総務課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 第4条第1項の規定は会長について、同条第2項の規定は副会長について準用 する。

(協力の要請)

第6条 本部長又は会長は、特に必要があると認めるときは、本部員又は委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

逗子市生涯学習推進懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市の生涯学習施策に関して、広く市民、関係者等の意見 を聴取することを目的に逗子市生涯学習推進懇話会(以下「懇話会」という。)を 開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

- 第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 逗子市社会教育委員会議の推薦を受けた者
 - (3) 生涯学習活動に取り組む者
 - (4) その他市長が必要があると認めた者
- 2 懇話会への参集の求めは市長が行い、案件等に鑑みて一定の期間を定めて、同 一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

- 第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。
- 2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 市長は、懇話会の開催に当たり、生涯学習の推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、参加者以外の者に対し、資料の 提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長 が別に定める。 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

逗子市生涯学習推進懇話会メンバー名簿

(敬称略・順不同)

	氏 名	選出母体等	備考
メンバー	金山 彰風	公募による委員	座長
メンバー	大石 忠	公募による委員	
メンバー	津留崎 寿美子	逗子市社会教育委員会議	
メンバー	田中 肇	逗子市文化協会	
メンバー	龍村 敦子	逗子市ボランティア連絡協議会	
メンバー	小林 仁	ズシップ連合会	
メンバー	東 弘之	公益財団法人 逗子市体育協会	
メンバー	岸名 祐美子	逗子市青少年指導員連絡協議会	
メンバー	關 正義	特定非営利法人ずし学習塾推進の会	
メンバー	宮下 重美	逗子市育児サークル連絡協議会	副座長
メンバー	大堀 泰	逗子市立中学校長会	
メンバー	服部 誠	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	
アドバイザー	高橋 美恵子	関東学院大学 文学部現代社会学科 教授 (学識経験を有する者)	

逗子市生涯学習推進懇話会開催経過

	開催日	議題	
		① 「総合計画」、「基幹計画」、「個別計画(生涯学習活動推進	
第1回	平成26年7月15日	プラン)」の関係について	
		② 「生涯学習活動推進プラン」の基本的な考え方について	
签 0 回	第2回 平成26年9月30日	基幹計画「共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進	
界 2 凹		プランとの関係性について	
第3回	平成26年11月14日	生涯学習活動推進プランの素案に関する意見聴取及び協議	
佐 4 🗔		生涯学習活動推進プランのパブリックコメント(案)に関する意見	
第4回 平成27年1月23日	聴取及び協議		
第 5 回	平成27年3月27日	生涯学習活動推進プラン(原案)の採択	

生涯学習活動推進プラン 2015年~2022年 (前期)

2015年(平成27年)3月 逗子市 市民協働部 市民協働課